

# ○岩手県警察定年前再任用短時間勤務職員任用実施要綱の制定について

(令和5年2月22日岩警第164号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、令和5年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

岩手県警察定年前再任用短時間勤務職員任用実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号。以下「条例」という。）及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第1号）に基づいて行う岩手県警察における定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、条例第2条に規定する定年退職日相当日までとする。

(勤務時間)

第3 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して、週15時間30分から31時間までの範囲内で本部長が定めるものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用手続)

第4 新たに定年前再任用短時間勤務職員の任用を希望する者からは、当該希望する旨の書面の提出を受けるものとする。

2 本部長は、前項の書面を提出した者（以下「希望申出者」という。）の中から、その者の次に掲げる事項を総合的に勘案して、書面審査及び面接等による選考を実施するものとする。

- (1) 最近3年間における勤務実績
- (2) 退職前に有していた知識、技能等の保持状況
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員の任用の時点での健康状態
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員に任用しようとする職に対する意欲、適性等
- (5) 定年前再任用短時間勤務職員に任用しようとする職にふさわしい資格、経歴等

(定年前再任用短時間勤務職員任用候補者の決定)

第5 本部長は、選考結果に基づき定年前再任用短時間勤務職員任用候補者を決定するものとする。

2 本部長は、定年前再任用短時間勤務職員任用候補者を決定したときは、当該結果を希望申出者全員に書面により通知するものとする。

(決定の取消し)

第6 本部長は、定年前再任用短時間勤務職員任用候補者として決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定の取消しをすることができる。

(1) 減給以上の懲戒処分を受けたとき。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員に任用される意思のないことを申し出たとき。

(3) 心身の故障のため定年前再任用短時間勤務職員の任用に係る職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなったとき。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員の任用の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかとなったとき。

(採用)

第7 定年前再任用短時間勤務職員の任用に係る内示及び発令は、常勤職員の例による。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項は、別に定める。